

## 告 示

### 埼玉県告示第七百九十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年七月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十七年六月三十日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人バオバブの木
- 三 代表者の氏名  
石戸 真理
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県所沢市くすのき台二丁目二十一番三号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、障害児及び障害者に対して、生活支援と就労に関する事業を行い、障害児及び障害者並びにその家族の安定した生活と社会参加の促進に寄与することを目的とする。